

## 「日本学生支援機構奨学金」給付奨学金について

2018.5 長野県屋代高等学校 奨学金担当

日本学生支援機構の給付奨学金に申し込むためには、屋代高校の推薦が必要になります。つきましては、屋代高校で定めた推薦基準を掲載しました。

説明会（5月15日実施(予定)）にて配布される資料に基づいて、期日（6月21日（木））までに申し込みを行ってください。

### 日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準

長野県屋代高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の募集する給付奨学生採用候補者については、本推薦基準に基づき、学内に設置する給付奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し、機構に推薦するものとする。

#### (1) 人物について

以下のすべてに該当すること

- ① 進学目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- ② 校則を遵守し、生徒にふさわしい学校生活を送っている
- ③ 学校行事等において他の生徒と協力するなど、十分な協調性を備えている

#### (2) 学力及び資質について

生活態度・生活習慣（出欠状況）に問題がなく、以下の①、②のいずれかに該当すること（社会的養護を必要とする生徒等（注）は③に該当すること）

- ① 以下のいずれかに該当する
  - ア：調査書における学校成績概評が「A」に該当する
  - イ：上記に準じる学業成績を収め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- ② ア～ウのいずれかに該当するか又は類似の活動が認められ、かつ、(i) か (ii) のいずれかに該当する
  - ア：課外活動（部活動含む）に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
  - イ：生徒会の役員等を経験し、具体的な成果・成長が認められる
  - ウ：ボランティア、地域活動等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
    - (i)：調査書における学業成績概評が概ね「B」に該当する
    - (ii) 上記に準じる学業成績を収め、直近の学習成績に努力が認められる
- ③ 以下のいずれかに該当する
  - ア：評定平均値 3.5 以上の教科又は科目が 1 つ以上ある
  - イ：進学先での学修に対する意欲が認められる

(3) 家計について

生計を維持する者が、以下の①、②のいずれかに該当し（社会的養護を必要とする生徒等の場合は、③に該当すること）、生活環境などを勘案して、親権者からの支援が見込めない等、その者の進学が非常に困難な状況にあると認められること。

- ① 住民税（市区町村民税所得割）が非課税であり、家計支持者の年収（給与収入の場合）・所得金額（給与以外の収入の場合）等から特別控除額等を差し引いた金額が、第一種奨学金の収入基準額以下であること
- ② 生活保護を受給していること（奨学金申込日現在において保護費を受給していること）
- ③ 以下の（注）の施設等に入所していること（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしている）ことが見込まれる）こと

（注）社会的養護を必要とする生徒等とは、申込時に以下の施設等に入所等している（生徒等が 18 歳時点で入所等していた（又はしていることが見込まれる））生徒等をいう。

- ①児童養護施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 41 条に規定する施設）
- ②児童心理治療施設（同法第 43 条の 2 に規定する施設）
- ③児童自立支援施設（同法第 44 条に規定する施設）
- ④児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する事業を行う者）
- ⑤小規模住宅型児童養育事業（ファミリーホーム）を営む者（同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する事業を行う者）
- ⑥里親（同法第 6 条の 4 に規定する者）